令和８年度

かとうゴルフコンペ経費助成事業(冬季)運用規定

令和８年度かとうゴルフコンペ経費助成金交付要綱(以下「要綱」という。)第１０条の規定による必要な事項を以下の通り定める。

【総則】

加東市内のゴルフ場を利用して令和８年１２月から令和９年２月にゴルフコンペを実施した交付決定者にコンペ経費の一部として助成金を交付する。

【要件と金額】

■要綱第３条第１項第１号に規定する加東市内にある１６カ所、１９コースのゴルフ場は以下の通りとする。

（加東市ゴルフ協会協力ゴルフ場より）

①ウエストワンズカンツリー倶楽部
②ＡＢＣゴルフ倶楽部
③サンロイヤルゴルフクラブ
④ぜんカントリークラブ
⑤高室池ゴルフ倶楽部
⑥滝野カントリー倶楽部　迎賓館コース
⑦東急グランドオークゴルフクラブ（メンバーズコース、プレイヤーズコース）
⑧東条湖カントリー倶楽部
⑨東条ゴルフ倶楽部
⑩東条の森カントリークラブ（宇城コース、大蔵コース、東条コース）
⑪東条パインバレーゴルフクラブ
⑫マダムＪゴルフ倶楽部
⑬ヤシロカントリークラブ
⑭やしろ東条ゴルフクラブ
⑮吉川ロイヤルゴルフクラブ
⑯レークスワンカントリー倶楽部

■要綱第３条第１項第２号に定める助成金は、交付決定額を上限とする。

【交付申請等】

■要綱第４条第１項の申込書は郵送、窓口、ＦＡＸ、メールで受け付ける。

■要綱第４条第１項に定める指定する日は次の通りとする。

①令和８年１２月にコンペを開催する者⇒申込期限 令和８年１１月２０日(金)
②令和９年１月にコンペを開催する者⇒申込期限 令和８年１２月２０日(日)
③令和９年２月にコンペを開催する者⇒申込期限 令和９年１月２１日(木)

■要綱第４条第２項に定めるグループ数は次の通りとする。

①市内グループ　１０
②市外グループ　　５

■要綱第４条第２項号２号の市外グループは、日本国内在住者が５０％以上のグループとする。

■要綱第４条第３項(同じグループの申請)に抵触する申請書が事務局に届いた場合、これを受理しない。

【交付決定】

■要綱第５条後段において抽選を実施した場合、交付決定者以外（抽選に漏れた者）にもその旨を通知する。

【交付額の確定、交付】

■要綱第７条第１項による助成金の交付は、実績報告書を受理した翌月の２５日（金融機関が休業の場合は前日）に指定の口座に振り込むものとする。

■要綱第７条第２項に定める助成金の精算額は 100 円未満を切り捨てる。

■ゴルフコンペプレー日に天候等によりゴルフ場がクローズになった場合の取り扱い

①交付決定者の助成に関する権利を認め、日程を翌月又は翌々月に変更して開催し、実績報告書を提出することを認める。なお、コンペ日を変更して実施する場合、新たに申請書を提出しなければならない。ただし、その申請で変更できるのは、原則コンペ開催日のみとし、本規定総則に定める期間内に限定する。

②上記により翌月又は翌々月に変更して開催する場合、すでに翌月等にコンペの申請が受理されている場合、本来なら要綱第４条第３項(同じグループの申請)の規定により申請は月１回限りであるが、そのコンペは同月２回の開催を認める。

③都合により翌月又は翌々月に変更して開催することが出来なくなった場合、既にコンペの賞品等を購入し支出があるときは、助成金交付決定額の範囲内で助成することとする。この場合も該当する賞品等の領収書を添付して実績報告書を提出する。

④ゴルフ場がクローズになった場合の取り扱いは、いずれもそのクローズを証明する書面をゴルフ場から得ること。

⑤コンペ開催日の前日に大雪等でゴルフ場がクローズになり翌日も雪が残りクローズが見込まれる場合、市外等遠くから加東市へ来る者も考慮して（コンペ当日がクローズになるかどうか未定）コンペ日を変更することを認める。至急コンペ日を変更した申請書を提出しなければならない。ただし、その申請で変更できるのは、原則コンペ開催日のみとし、本規定総則に定める期間内に限定する。

⑥なお、自己都合によりコンペを実施しなかった場合は上記の取り扱いには該当しない。

■ゴルフコンペの助成は原則、１８ホール１ゲームとしハーフラウンドは対象としない。ただし、外的理由（気象状況等）によりハーフとなってしまった場合はこの限りではない。

■賞品を参加者分購入しコンペを実施したが、うち参加者が体調不良等により途中棄権となった場合は、原則、途中棄権者を除く人数×１５００円で計算するが、途中までプレーした記録や人数分の領収書等により判断し助成することもある。

【受付の終了】

■要綱第９条に規定する申込書受付終了は、加東市観光協会のＨＰで知らせる。以降の申込書は受け付けない。

【申請・報告手順】

①申請者⇒協会
　かとうゴルフコンペ経費助成金交付申請書を観光協会へ提出（郵送、持参、FAX、メール）
　（申請者多数の場合は協会で抽選する）

②協会⇒申請者
　かとうゴルフコンペ助成金交付決定通知書兼実績報告書を申請者（代表者）に郵送

③ ⛳ ゴルフコンペ実施！(申請者)

④申請者⇒協会
　実績報告書を観光協会へ提出（順位表、領収書、明細書等を添付）

⑤協会⇒申請者
　提出された実績報告書等を確認、助成金を翌月２５日に指定の金融機関に振り込む手配

（一社）加東市観光協会　〒679-0221　兵庫県加東市河高 4028
TEL 0795-48-0995　FAX 0795-20-6070
Mail golf-stay@kato-kizuna.jp
営業時間 9:00～17:00　定休日 水曜日